

令和5年度第5回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和5年9月19日（火）

午後3時40分～午後4時15分

京都労働局6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和5年度 第5回 京都地方最低賃金審議会

令和5年9月19日（火） 午後3時40分～午後4時15分
京都労働局 6階会議室

●労働者側、■使用者側、○公益、事務局

（開始）

○清水賃金室長

それでは、これから第5回京都地方最低賃金審議会を開催しますが、開催前に事務局から、傍聴者の出席状況について報告させていただきます。

会議は公開としておりますが、本日の傍聴者は7名となっております。
では会長、開会をお願いします。

○岩永会長

ただいまから、第5回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の出席状況の報告をお願いします。

○清水賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員2名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、合計10名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

労働者側は、松山委員にお願いいたします。

使用者側は、石垣委員にお願いいたします。

それでは最初の議事ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の答申についてです。

本年度は、労働者側からまず6業種、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、百貨店・総合スーパー、この6業種について、労働局長に対し、改正決定の申し出がなさ

れました。なお、百貨店・総合スーパーは新設でございます。

その後、申し出があった6業種の特定最低賃金について、7月27日に開催した第2回本審で、労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。

しかし、6業種のうち2業種、すなわち金属製品製造業と、はん用機械器具等製造業の最も低い労働協約の金額が、改正される地賃の額、最低賃金額である1,008円を下回ることになることから、これら2業種については、審議の対象から外れました。

今回は、残りの4業種、つまり電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、百貨店・総合スーパー、この4業種の改正決定の必要性の有無について答申をすることになります。

これまでの経緯でございますが、7月27日の諮問以降、労使での意見交換会や全員協議会において、この4業種の最低賃金の改正決定の必要性について検討をしてきました。

その際、労働者側の委員から、必要性の有無については、審議する専門部会を設けて審議したいとの要望がありましたが、今回は、専門部会設置について全員協議会での合意ができず、必要性の有無については、全員協議会にて審議をすることになりました。

全員協議会にて、4業種の改正決定の必要性の有無について、それぞれの方向性がまとまったと思われまます。

よって、この場で、4業種の改正決定の必要性について、労使委員の挙手による採決で判断をしたいと思ひます。

採決に入ります前に、労使委員から、それぞれこの場で伝えたいことはありますでしょうか。あるのであれば、ご発言をお願いいたします。

●■○各側委員

（発言等なし。）

○岩永会長

よろしいでしょうか。

それでは、業種ごとに必要性の有無について、挙手により採決をいたします。

なお、改正決定の必要性ありとなるには、全会一致での決定が必要です。

改正決定の必要性について、労使委員全員が賛成に挙手をしたら、公益も一致となって全会一致となりますので、その業種については改正決定の必要性がありとなります。

一人でも改正決定の必要性について賛成に挙手をしない労使委員がいました

ら、全会一致とはなりませんので、その業種については、改正決定の必要性があるとまでは認められないということになります。

それでは、採決に入りたいと思いますが、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、百貨店・総合スーパーの順で採決をします。

業種別に特定最低賃金の改正決定の必要性について、賛成の挙手で判断をしたいと思います。

まずは、電気機械器具製造業の最低賃金の改正決定の必要性について、お諮りしたいと思います。

この業種につきまして、必要性ありと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員
(全員挙手。)

○岩永会長

全会一致で、必要性ありと認めます。

それでは次に、輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正決定の必要性についてお諮りします。

必要性ありと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員
(全員挙手。)

○岩永会長

全会一致で必要性ありと認めます。

続いて、自動車（新車）小売業に移ります。

自動車（新車）小売業の最低賃金の改正決定の必要性について、必要性ありと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員
(労側4名挙手。)

○岩永会長

全会一致ではないので、必要性があるとまでは認められないということになります。

最後に、百貨店・総合スーパーです。これは新設であるので、新設決定の必要

性についてお諮りするということになります。

必要性ありと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員

(労側4名挙手。)

○岩永会長

全会一致ではないので、必要性があるとまでは認められないということになります。

以上、採決をいたしました。

もう一度確認しますが、必要性ありという結論に至ったのは、電気機械器具製造業と輸送用機械器具製造業、この2業種であります。

必要性があるとまでは認められないという結論になったのは、自動車(新車)小売業と百貨店・総合スーパー、この2業種でございます。

では、この本審において、労働局長に対して、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業については、改正決定の必要性ありとして、他方、自動車(新車)小売業、百貨店・総合スーパーについては、意見の一致に至らなかったという答申とすることといたしますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

では、答申案の確認をお願いいたします。

(答申文案、配布中。)

○清水賃金室長

それでは、答申文を読み上げます。

特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

当審議会は、令和5年7月27日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の「改正決定を求める特定(産業別)最低賃金」の改正決定の必要性の有無について審議した結果、下記の「審議結果」のとおり結論に達したので答申する。

記

改正決定を求める特定（産業別）最低賃金

1、京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金。

審議結果。労働協約の最下限額が改定後の地域別最低賃金を下回るため、審議対象とせず。

続いて、2番。これは長くなりますので省略して、はん用機械等製造業とさせていただきます。はん用機械等製造業。

労働協約の最下限額が改定後の地域別最低賃金を下回るため、審議対象とせず。

続いて3、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

改正決定する必要を認める。

4、京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金。

改正決定する必要を認める。

5、京都府自動車（新車）小売業最低賃金。

全会一致に至らず、改正決定する必要性ありとの結論に達せず。

6、京都府百貨店・総合スーパー最低賃金。

全会一致に至らず、新設決定する必要性ありとの結論に達せず。

以上です。

○岩永会長

この内容で、労働局長に答申をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○岸労働基準部長

失礼します。審議結果のところで、最下限額の「最」が、「再び」となっています。誤字がございますので修正させてください。

（答申文、修正のため中断）

（修正した答申文を配布・差し替え）

○岩永会長

先ほど見つかった誤字について訂正してもらった答申文案を改めて配布していただきました。

この内容で労働局長に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員
(異議なし。)

(会長から局長へ、答申文を手交)

○赤松京都労働局長

一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

7月27日に本審議会におきまして、特定最低賃金の決定ならびに改正決定の必要性の有無についてご審議を開始していただきました。

四つの業種についてご審議いただいた結果、先ほど二つの業種、すなわち電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業につきまして、改正の必要性を認めるというご答申をいただきました。

あわせて二つの業種、自動車(新車)小売業、それから百貨店・総合スーパーにつきましては、全会一致に至らず、必要性ありの結論に達せず、このような答申でございました。

これまで長きにわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

○岩永会長

では、事務局から、諮問の手続きをお願いいたします。

○清水賃金室長

はい。ただいま、改正決定することを必要と認めるとの答申を労働局長にいただきましたので、労働局長から、電気機械器具製造業と輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。

よろしく申し上げます。

(局長から会長へ諮問文を手交。)

○清水賃金室長

これから諮問文を読み上げますが、もうしばらくお待ちください。

これから諮問文の写しを準備しますので、今しばらくお待ちください。

(諮問文写しを作成のため中断)

(諮問文写しを配布)

○清水賃金室長

大変お待たせしました。それでは諮問文を読み上げます。

令和5年度京都府特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)。

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、令和5年度の下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金。

以上です。

○赤松京都労働局長

ひとこと補足をさせていただきます。

先ほど答申いただきました電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、この二つの業種につきまして特定最低賃金の改正決定について、諮問させていただきました。調査審議をどうぞよろしくお願いいたします。

また事務的な問題で、進行上、ご迷惑をおかけしましたことをこの場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

○岩永会長

ただいま労働局長から諮問を受けましたので、今後はそれぞれの専門部会を設置し、検討、審議を行うこととなります。

特定最低賃金に係る公示などの手続きにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明いたします。

近日中に特定最低賃金改正決定について、専門部会委員に関する推薦公示と関係労使からの意見聴取の公示をいたします。

専門部会の労働者代表、使用者代表の任命にあたっては、最低賃金審議会令第6条第4項により、労働組合または関係使用者団体の推薦を要件としておりま

すので、専門部会委員の推薦公示を行います。

専門部会委員に関する推薦公示と関係労使からの意見聴取については、京都労働局掲示板にて公示し、公示期間は3週間とさせていただきます。公示の情報については、京都労働局ホームページにも掲載します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、専門部会は、異議申し出期間が満了した時点で任務終了とし廃止いたしますので、あわせてご確認ください。以上です。

○岩永会長

労使各側におかれましては、専門部会委員の推薦手続きについてご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明いたします。労使からの意見聴取の公示をしますので、意見の提出がありましたら、10月18日を候補日として本審を開催して、意見を聴取することになります。意見の提出がなければ、意見聴取の本審は開催しません。

各特定最低賃金の専門部会は、専門部会委員の任命状況によりますが、早ければ10月中に、昨年ですと、10月末から11月初旬に開催しました。

その後、本審では特定最低賃金の専門部会の報告を受けることとなります。昨年は11月下旬に開催しております。

専門部会の審議の状況を見ながら、各委員のご都合をお尋ねして日程を決定いたしますので、よろしくお願い申し上げます。事務局から以上です。

また、本日は進行にあたって不手際がありましたことについて、申し訳ございませんでした。

○岩永会長

今の事務局の説明に対して、質問等ありますでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○岩永会長

それでは、本日の審議会はこれで終了します。お疲れ様でした。

(終了)

上記のとおり相違ないことを認める。

京都地方最低賃金審議会

会 長



労働者代表委員



使用者代表委員

